

岸和田市環境保全条例の改正について

岸和田市環境保全条例は、昭和 51 年に制定された条例の全部改正を行い、平成 15 年 6 月 20 日に公布されました。以来 15 年が経過し、社会情勢の変化等に対応させる必要が生じてまいりました。よって、現在の本市の状況に即した内容とするため、岸和田市環境保全条例の見直し等を検討します。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 環境施策（第 6 条—第 15 条）

第 3 章 生活環境の保全と公害の防止

第 1 節 公害の防止（第 16 条—第 29 条）

第 2 節 指定事業所に関する規制（第 30 条—第 41 条）

第 3 節 特定建設作業に関する規制（第 42 条—第 45 条）

第 4 節 自動車公害の防止（第 46 条—第 48 条）

第 5 節 放送電波受信障害の防止（第 49 条—第 55 条）

第 6 節 その他生活環境の保全等（第 56 条—第 63 条）

第 4 章 自然環境の保全と回復

第 1 節 自然環境の保全と回復の推進（第 64 条—第 67 条）

第 2 節 自然環境保全区域（第 68 条—第 76 条）

- ・自然再生推進法に基づき推進されている神於山の自然再生事業と本条に基づく自然環境の「保全区域」及び「保全計画」の整理

第 3 節 現状変更行為の届出（第 77 条・第 78 条）

- ・適用除外規定の追加
- ・変更及び完了並びに廃止の届出の追加

第 4 節 参画と協働による自然環境の保全等（第 79 条—第 84 条）

- ・自然再生推進法に基づき、神於山の自然再生を推進するために策定された計画及び組織と本条に基づく「自然環境保全プラン」及び「みどりの市民団体」の規定の整理
- ・大阪府自然環境保全条例に基づく「自然環境保全指導員」と本条に基づく「自然環境調査員」の規定の整理
- ・大阪府自然環境保全条例に基づく「顕彰」規定と本条に基づく「表彰」規定の整理

第 5 章 補則（第 85 条—第 87 条）

第 6 章 罰則（第 88 条—第 93 条）

附則

第2章 環境施策

1. 地球環境の保全に関する施策について

（市の考え方）

現行の第2条（基本理念）第2号で「地域の環境が地球環境に深く関わっていることを認識し、地球環境の保全に寄与すること」と規定があり、その理念に基づいた施策を推進する条文を追加したいと考えます。

また現行の第14条（国際機関等との協力）では「市は、国、大阪府、他の地方公共団体（以下「国等」という。）、国際機関、民間団体等と協力して地球環境の保全に資する施策又は環境の保全等に関する広域的な施策を推進するよう努めるものとする。」とありますが、「市民等と協働」した施策を推進する条文を追加したいと考えます。

2. 生物多様性の保全に係る取組の追加について

（市の考え方）

現行の第2条（基本理念）第1号で「生物の多様性及び豊かな生態系に配慮し、人と自然との共生を図ること」と規定がありますが、その理念に基づいた施策を推進する条文を追加したいと考えます。

併せて、平成26年8月「岸和田市生物多様性地域戦略2014」が策定され、市民・事業者・行政等の役割を明らかにし地域の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を推進することが位置づけられましたので、同様に条文を追加したいと考えます。

第4章 自然環境の保全と回復

第2節 自然環境保全区域

1. 第68条 保全区域の指定

(経過)

本条は、保全区域としての要件とその指定手続きについて定めたものであり、自然環境の保全等の具体的な推進のため、保全区域の指定の方法によりその確保を図るため規定されたものです。

(考え方)

岸和田市域には既に他法令等により区域が指定され、行為等が規制されているので、結果的に自然環境が保全される区域となり、更なる規制は市民等に過度の負担及び不利益になると考えます。

(他法令に基づく自然環境の保全等)

- ・自然公園法第5条（指定）に基づき指定された「国定公園 660 ha」
- ・都市計画法第58条（建築の規制）に基づき、定められた「風致地区 552.5 ha」
- ・大阪府自然環境保全条例第11条（府自然環境保全地域の指定）に基づく「地域 1.32 ha」
- ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条（近郊緑地保全区域の指定）に基づき指定された「近郊緑地保全区域 1,108 ha」
- ・自然再生推進法第8条（自然再生協議会）に基づき策定された神於山地区自然再生全体構想の「神於山自然再生区域約 180 ha」

等の区域の指定により自然環境の保全等の目的が達成されていると考えます。

2. 第69条以降、「第69条 保全計画」から「第76条 完了及び廃止の届出」まで

(考え方)

前条の第68条（保全区域の指定）と、第69条（保全計画）、第70条（保全計画の推進）、第71条（標識の設置）、第72条（保全区域内の行為の届出）、第73条（経過措置）、第74条（国等に関する特例）、第75条（変更の届出）、第76条（完了及び廃止の届出）までの全てが「自然環境保全区域」に関連する節なので、第68条が目的達成という考えのもと、同じ考え方ができるものと思います。

第4節 参画と協働による自然環境の保全等

3. 第79条 自然環境保全プランの提案等

(経過)

本条は市民等の自主的な活動の機運を高め、市との積極的な協働を推進するため、自然環境の保全等に関して自主的な活動を行う市民等の団体が提案を行う機会を設け、その計画が一定の要件を満たすものであれば認定を行い、市として次条に定める支援等を積極的に進め、実効的な自然環境の保全等の活動へ発展させることを意図したものです。

また本条とは別に、環境課が神於山の自然環境を保全するため所管している神於山保全活用推進協議会は自然再生推進法に基づき、「神於山地区全体構想（第8条第2項第2号）」「神於山地区生活環境保全林自然再生事業実施計画書（第9条）」「神於山自然再生活動指針」を策定し、それらの計画等に基づいて活動しています。

環境保全条例に基づく自然環境保全プランで求める活動計画の内容として、

- ①活動計画の名称
- ②区域の位置及び範囲

③区域の自然環境の保全等に関する目標及び方針

④活動に関する事項

⑤その他自然環境の保全等に関する必要な事項

を求めている、これらを盛り込み「神於山地区全体構想」が平成 16 年に策定されました。

(考え方)

岸和田市環境保全条例に基づく自然環境保全プランと、自然再生推進法に基づく全体構想等の趣旨は同じであると考え、今後、仮に市内の別の区域で自然環境の保全等が必要となれば、第 68 条（保全区域の指定）と同じく

- ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律（近郊緑地保全区域）
- ・自然公園法（国定公園）
- ・都市計画法（風致地区）
- ・森林法（保安林）
- ・自然再生推進法（自然再生対象区域）
- ・大阪府自然環境保全条例（大阪府自然環境保全地域）

等に基づき、自然環境の保全等の目的が達成される計画等が策定され则认为します。

4. 第 80 条 みどりの市民団体に対する支援等

(考え方)

本条は、みどりの市民団体が行う、前条記載の保全プランの実施に関する市の支援等について定めたものであり、他法令等により対応することができると认为します。

5. 第 81 条 協定の締結

(考え方)

本条は、自然環境を保全するうえで必要な土地であると市が認めた土地をその土地所有者と保全について協定を締結することができることを定めたものです。

自然環境の保全活動を行う企業と土地所有者である岸和田市、大阪府がアドプト・フォレスト制度に基づいた協定を神於山地区で 3 者と締結しており、また丘陵地区整備区域においても同じく、民間企業と協定締結が行われています。

市域全域において、大阪府によるアドプト・ロード、アドプト・リバー、アドプト・フォレスト、アドプト・シーサイドの制度、岸和田市によるファミリー・ロードの制度により、美化清掃活動という環境保全の活動を行う協定が締結されています。

これらの制度に基づいた協定締結により、環境保全条例に基づく自然環境の保全等の目的は達成され则认为します。

(大阪府制度)

アドプト・ロード 19 カ所、アドプト・リバー 4 カ所、アドプト・フォレスト 8 カ所

アドプト・シーサイド 1 カ所

(岸和田市制度)

ファミリー・ロード 58 カ所

6. 第 82 条 自然環境調査員

(考え方)

本条は、自然環境調査員の委嘱とその職務について定めたものです。その職務は「身近な生物等の自然環境調査」「その他自然環境の保全等のために必要な活動」と規定されていま

すが、大阪府自然環境保全条例に基づいた「自然環境保全指導員」が本市の丘陵部の一部、山地部において、岸和田市からの推薦により、大阪府が任命し活動しています。

大阪府の制度による自然環境保全指導員の業務は、巡視による、①法令等の違反行為の早期発見及び報告、②自然環境の保全等に関する指導、③自然公園施設等の整備・管理状況の把握、④自然環境の保全等に関する状況の把握、です。

岸和田市環境保全条例に基づく自然環境調査員は条例制定後の委嘱はなく、その業務は、大阪府制度と同等または大阪府制度がより詳細な業務を行っていると考えます。またその業務の報告書は大阪府から本市へ提供されています。

7. 第 83 条 表彰

(考え方)

本条は、自然環境の保全等に多大な貢献をしたと認められる個人、団体、企業等に対する表彰について定めたものですが、大阪府自然環境保全条例の「顕彰」の規定により本条の考えが達成されるものと考えます。

8. 第 84 条 土地の買取り等

(考え方)

本条は、第 68 条の規定による保全区域の指定をした区域内の土地に関し、特に必要がある場合における土地の買取り等の措置を講じることが定めたものなので、第 68 条（保全区域の指定）が目的達成により整理するとなれば、本条も同じことと考えます。

また大阪府自然環境保全条例第 25 条で「大阪府は府自然環境保全地域又は府緑地環境保全地域の区域内の土地について、特に必要があると認めるときは、当該土地の買取りその他の措置を講ずるものとする」と規定されており、本市では大阪府条例に基づく自然環境保全地域として意賀美神社周辺 1.32ha 指定されており、これは対応できるものと考えます。